

# 入間川地区の中学校統廃合について

狭山市教育委員会では、平成19年9月に策定した「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）のなかで、中学校については、入間川地区と入曽地区で、それぞれ1校の統廃合が必要であるとしています。

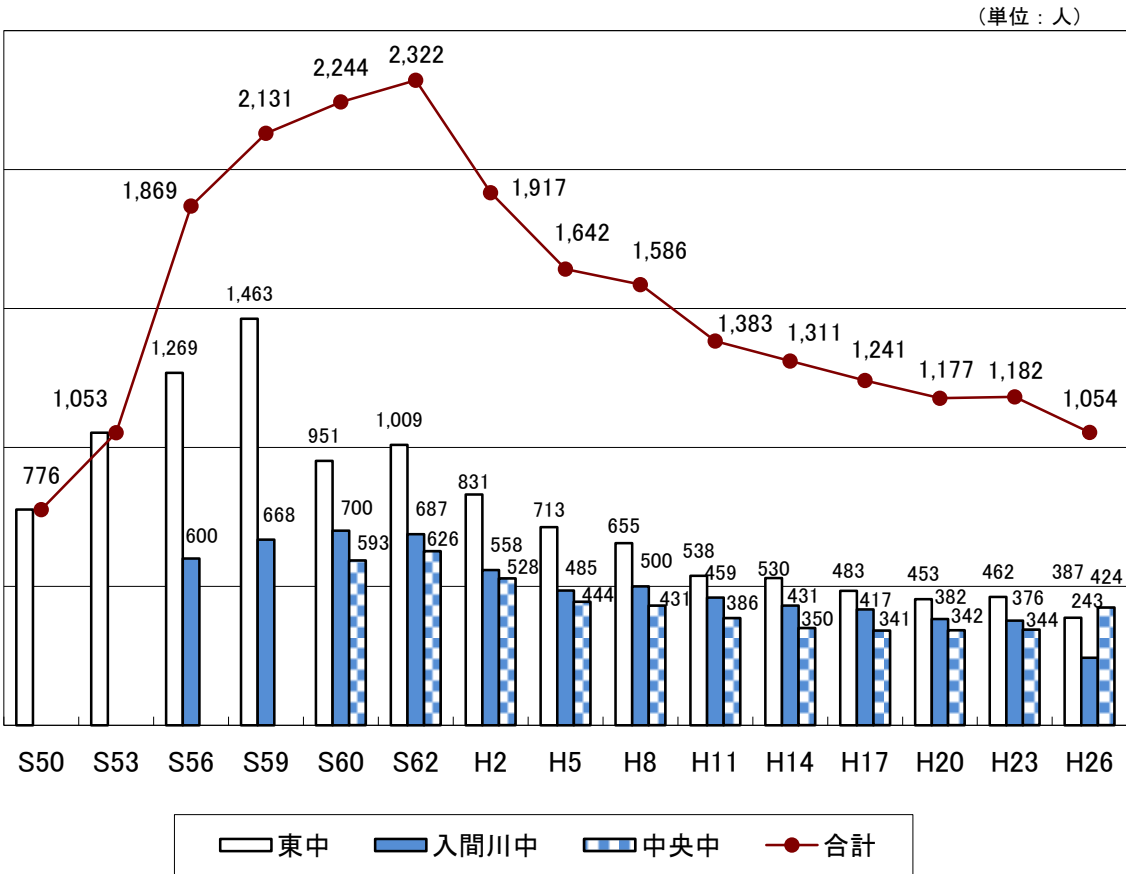
これを受けて、入間川地区の中学校の統廃合について検討するため、平成22年12月に、生徒の保護者、自治会関係者、地域住民等の代表及び関係する中学校長で組織する入間川地区中学校統廃合検討協議会（以下、「検討協議会」という。）を設置し、具体的な検討を進めました。

検討協議会において、提言としてとりまとめる入間川地区の中学校の統廃合に関する主な内容は、次のとおりです。

## 1 生徒数の推移と今後の見通し

入間川地区の中学校の生徒数は、昭和62年をピークに減少を続け、平成26年にはピーク時に比べて、約55%減少しています。

《生徒数の推移》



基本方針では、中学校の適正規模を12～18学級としています。入間川地区の中学校のうち、東中学校と中央中学校については、当面、適正規模の下限で推移すること

が見込まれ、また、入間川中学校については、すでに適正規模を下回り、今後もこの状況が続くと見込まれます。

#### 《今後の生徒数・学級数の推計》

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
東 中	387 (13) 12 ( 2)	400 (13) 12 ( 2)	408 (13) 12 ( 2)	409 (13) 12 ( 2)	424 (13) 13 ( 2)	410 (13) 12 ( 2)	410 (13) 12 ( 2)
入間川中	243 8	274 9	300 8	345 10	327 9	323 9	331 10
中 央 中	424 12	420 12	409 12	409 12	396 12	424 13	410 12
合 計	1,054 (13) 32 ( 2)	1,094 (13) 33 ( 2)	1,117 (13) 32 ( 2)	1,163 (13) 34 ( 2)	1,147 (13) 34 ( 2)	1,157 (13) 34 ( 2)	1,151 (13) 34 ( 2)

1) 上段は生徒数、下段は学級数で、( ) 内は特別支援学級で外数

2) 学級数は、中学1年生は38人、中学2・3年生は40人で算出

## 2 中学校の規模と配置の適正化の必要性と方法

入間川地区の中学校については、各校とも、適正規模の下限又はこれを下回る状況が今後も続いていくものと見られ、全般的に小規模化の傾向にあります。

学校の小規模化に関しては、メリットとデメリットの両面あり、議論の分かれるところですが、小規模化が進む学校では、学習指導や生徒指導及び学校運営の面で問題があり、これらの問題を解決するためには、一定の学校規模を確保する必要があります。

規模の適正化を図る方法としては、統廃合又は通学区域の拡大が考えられますが、入間川地区の中学校については、各校とも、適正規模の下限又はこれを下回る状況にあることから、通学区域の拡大による適正規模の確保は難しい状況にあります。

そこで、入間川地区の中学校については、統廃合の方法により学校の規模の適正化を図る必要がありますが、統廃合を検討するにあたっては、各校の立地条件や施設の状況等を勘案するとともに、近接する狭山台地区の中学校についても小規模化が進んでいるなかでは、狭山台地区の中学校も含めて、総合的に検討する必要があります。

#### 《今後の生徒数・学級数の推計》

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
狭山台中	298 9	301 9	291 9	264 9	245 8	227 7	218 6

1) 上段は生徒数、下段は学級数

2) 学級数は、中学1年生は38人、中学2・3年生は40人で算出

## 3 統廃合の具体的な内容

### (1) 統廃合の対象校

入間川地区の中学校については、3校のうち1校を統廃合することとし、具体的には、各校の立地条件、施設の状況等を総合的に勘案し、東中学校を統廃合の対象とします。

## (2) 通学区域の見直し

東中学校を統廃合の対象とすることに伴う通学区域の見直しについては、東中学校の通学区域のうち、新狭山小学校区の部分を中央中学校の通学区域に、富士見小学校区の部分を狭山台中学校の通学区域に、御狩場小学校区の部分を山王中学校の通学区域に編入します。ただし、新狭山小学校区内又は御狩場小学校区内に居住して東中学校に通学している生徒で、統廃合時に中学2年生又は中学3年生になる在校生に限り、狭山台中学校への通学も可能とします。

なお、新狭山小学校に在籍している児童のうち、東中学校の通学区域に居住する児童に限り、堀兼中学校への入学も可能とする特別許可地区の設定は、統廃合後も継続します。

また、統廃合を機に、富士見小学校区のうち、狭山中央通り北側の一部区域を、中央中学校への通学も可能とする特別許可地区として新たに設定します。

## (3) 統廃合の時期

平成28年4月1日とします。

## (4) 統廃合後の中学校の名称

統合先の各中学校の名称は、変更しないこととします。

## (5) 統廃合後の生徒数・学級数の推計

平成28年の統廃合後は、中央中学校及び狭山台中学校ともに、学級数は、おおむね適正規模の範囲で推移することが見込まれます。

なお、入間川中学校については、今後も適正規模を下回る状況で推移することが見込まれます。

区 分	H28	H29	H30	H31	H32
中 央 中	431 12	430 13	415 12	444 13	433 12
狭山台中	663 19	642 18	637 17	601 17	592 16
合 計	1,094 31	1,072 31	1,052 29	1,045 30	1,025 28

1) 上段は生徒数、下段は学級数

2) 学級数は、中学1年生は38人、中学2・3年生は40人で算出

## 4 統合先の中学校の環境整備等

### (1) 学校施設

統合先の中央中学校及び狭山台中学校については、生徒数の増加に対応するため、普通教室の整備等、学校及び保護者の要望を踏まえ、必要な改修工事を行います。

### (2) 学校運営

学校運営にあたっては、関係する中学校のこれまでの取組を生かしていく必要があると考えています。

また、円滑な学校運営が図られるように、学校行事の合同実施などの事前交流を行う必要があると考えています。

### (3) 部活動

関係する中学校の平成26年度における部活動の設置状況は下表のとおりです。

部 名	東中			中央中			狭山台中		
	男子	女子	合同	男子	女子	合同	男子	女子	合同
陸上競技			○			○			○
野球	○			○			○		
バレーボール		○			○			○	
サッカー	○			○			○		
バスケット	○	○			○		○		
ソフトボール		○							
ソフトテニス	○	○		○	○		○	○	
卓球	○	○		○	○				
剣道			○			○			○
バドミントン					○				
吹奏楽			○			○			○
美術			○			○			○
茶道									○
パソコン						○			
あすなるものづくり			○						

### (4) 制服の扱い

統合後の狭山台中学校の制服の扱いについては、東中学校と狭山台中学校の校長、教頭及び教務主任並びに両校のPTAの正・副会長を構成員とする制服検討委員会において検討しています。なお、平成28年4月の統廃合時に東中学校から統合先の中学校に移る生徒は、東中学校で着用していた制服を着用することとなります。

## 5 今後について

今回の説明会を踏まえ、検討協議会において「入間川地区の中学校の統廃合に関する計画（提言）」をとりまとめ、狭山市教育委員会へ提出することとしています。

狭山市教育委員会では、検討協議会からの提言を受けて、市として統廃合計画を策定し、これを踏まえたうえで、平成26年12月に開催予定の定例市議会において、狭山市立学校設置条例の一部を改正するための議決を得ることにより、入間川地区の中学校の統廃合を正式に決定する予定です。

問い合わせ

狭山市教育委員会 教育総務課 学校統廃合担当

電話2953-1111 内線5639